

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集(パブリックコメント)について

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和7年1月17日(金)から同年2月15日(土)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行います。

1. 意見募集の対象

- ・別添「1. 放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」
- ・別添「2. (1) 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件」
- ・別添「2. (2) 除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置」
- ・別添「2. (3) 特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部改正」
- ・別添「2. (4) 復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度」
- ・別添「2. (5) 復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項」
- ・別添「2. (6) 除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法」
- ・別添「2. (7) 除去土壌の処分に係る代行告示」

2. 意見募集要項

(1) 募集期間

令和7年1月17日(金)から同年2月15日(土)まで

(※郵送の場合は締切日必着)

(2) 意見提出方法

①電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集について』」にアクセスいただき、「意見募集要領(提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力」へのボタンをクリックし、

「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

<電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合の記入項目>

〔1〕 氏名(法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)

〔2〕 連絡先(郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)

〔3〕 御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔4〕 御意見及び理由

「『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等』に対する意見募集について」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

②郵送の場合

次の様式に沿って御意見等を御記入の上、（3）の宛先まで送付ください。

（意見提出様式）

[件名] 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ A 4 版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

（3）意見提出先 ※郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室

パブリックコメント担当 宛て

（4）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

下記ページに掲載の「『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境

の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等』に対する意見募集について」を御参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②窓口での配布

環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室

(東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎5号館23階)

※事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。(電話番号(代表):03-3581-3351)

③郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、270円切手(※規格内の封筒を前提)を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等』に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「2.(3)意見提出先」の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(5) 注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 - ✓ 御意見の内容が、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」と無関係な場合
 - ✓ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
 - ✓ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - ✓ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - ✓ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - ✓ 記載された情報が虚偽であると判明した場合